

美里町から転出される方へのお知らせ

美里町在住中は、本町発展のためにご協力をいただきありがとうございました。
 新しい住所に**住み始めた日から14日以内**に転入先の市区町村で転入のお手続きをしてください。
 転出予定日の前日までに住民票が必要になった場合、転出証明書と本人確認書類をご持参ください。
 ※転出しなくなった場合は、転出証明書を持参のうえ、美里町にて転出取り消しの手続きをしてください。



美里町マスコット
ミムリン

転入届に必要なもの

- 転出証明書(転入届の特例により転出届出された方は転出証明書はありません。)
- マイナンバーカード (お持ちの方)
 ※転入先で暗証番号の入力が必要となります。
- 本人確認書類 (運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)

※代理人が届出をする際は、異動者本人直筆の委任状が必要な場合があります。
 事前に転入先の市区町村にご確認ください。

- ✿ 下記に該当する方は手続きが必要となりますので、担当窓口で手続きをしてください。
- ✿ 市外局番はすべて(0495)です。

対象となる方	美里町での手続き	担当 (☎)	新住所地での手続き
印鑑登録をしている方	転出(予定)日をもって抹消となります。 印鑑登録証(カード)をご返却ください。 転出予定日前日までに印鑑登録証明書が必要になった場合は、転出証明書と印鑑登録証、本人確認書類をご持参ください。	住民係 (76-1366)	必要な方は、新たに印鑑登録の手続きをしてください。 市区町村によって手続きが異なりますので、新住所地の窓口にお問い合わせください。
マイナンバーカード 住民基本台帳カード をお持ちの方	手続きはありません。		マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを新住所地の窓口を持参のうえ、手続きをしてください。
在留カード をお持ちの方	手続きはありません。		在留カードを新住所地の窓口を持参のうえ手続きをしてください。
国民健康保険 に加入している方	「国民健康保険被保険者証」をご返却ください。	保険年金係 (76-1366)	新住所地で加入手続きをしてください。
後期高齢者医療保険 に加入している方	「後期高齢者医療被保険者証」をご返却ください。 転出される方には「負担区分等証明書」をお渡します。		新住所地に「負担区分等証明書」を持参のうえ加入手続きをしてください。
国民年金 に加入している方	手続きはありません。		年金手帳を新住所地の窓口を持参のうえお問い合わせください。
国民年金 を受給している方	手続きはありません。		新住所地で、住所変更についてお問い合わせください。
介護保険被保険者証 をお持ちの方	要介護(要支援)認定を受けていない方 「介護保険被保険者証」をご返却ください。 要介護(要支援)認定を受けている方 「介護保険被保険者証」を返却いただき、「受給資格証明書」をお受け取りください。	介護保険係 (76-1366)	新住所地でお尋ねください。 要介護(要支援)認定を受けている方は、転入日から14日以内に美里町発行の「受給資格証明書」を持参のうえ、手続きをしてください。
こども医療費 を受けている方	「こども医療費消滅届」を提出し、受給者証をご返却ください。	こども福祉係 (76-5132)	新住所地で手続きをしてください。 手続きについては、新住所地にあらかじめお問い合わせください。
ひとり親家庭等医療費 を受けている方	「ひとり親家庭等医療費消滅届」を提出し、受給者証をご返却ください。		新住所地で手続きをしてください。 手続きについては、新住所地にあらかじめお問い合わせください。
児童手当 を受けている方	手続きはありません。		新住所地で手続きをしてください。 申請の際には「受給者・配偶者のマイナンバー」が必要となります。
(特別)児童扶養手当 を受けている方	「(特別)児童扶養手当転出届」または「資格喪失届」を提出してください。		新住所地で手続きをしてください。 手続きについては、新住所地にあらかじめお問い合わせください。
保育園入園者の方	「退所届」を提出してください。		新住所地で手続きをしてください。 手続きについては、新住所地にあらかじめお問い合わせください。

対象となる方	美里町での手続き	担当 (☎)	新住所地での手続き
幼稚園入園者の方	「認定変更届」を提出してください。	こども福祉係 (76-5133)	新住所地で手続きをしてください。 手続きについては、新住所地にあらかじめお問い合わせください。
重度心身障害者医療を受けている方	重度心身医療費受給者証をご返却ください。	社会福祉係 (76-5132)	新住所地で手続きをしてください。
各障害者手帳をお持ちの方	手続きはありません。		新住所地で住所変更の手続きをしてください。 各種手帳交付の手続きは都道府県によって異なります。 県外へ転出する場合は、新住所地でお問い合わせください。
緊急通報システムを利用していた方	通報機・ペンダントをご返却ください。		
おむつ等を町から支給されていた方	担当までご連絡ください。		
見守り高齢者等探索システムを利用していた方	GPS機器をご返却ください。	包括支援係 (76-1325)	
高齢者見守りキーホルダー等交付されていた方	担当までご連絡ください。		
妊娠中の方	手続きはありません。	子育て支援係 (76-2855)	美里町発行の「妊婦健康診査・新生児聴覚スクリーニング検査助成券」は利用できなくなりますので、残った分の受診票をもって新住所地で手続きをしてください。
予防接種を受けられる方	手続きはありません。		美里町発行の予診票は利用できなくなりますので、残った分の予診票をもって新住所地で手続きをしてください。
町立小中学校に在学している方	在学中の学校に、転出することを報告し、「在学証明書」と「教科書給与証明書」をお受け取りください。	学校教育係 (76-0201)	新住所地の窓口でお問い合わせください。
原付バイク(125cc以下)小型特殊車両 ミニカーをお持ちの方 (美里町のナンバーが付いた車両をお持ちの方)	美里町内で引き続き使用する場合は、担当までご連絡ください。 新住所地で使用する場合は「廃車申告書」を提出し、「廃車証明書」をお受け取りください。 ※必要なもの:ナンバープレート	資産税係 (76-5131)	新住所地に「廃車証明書」を持参し、新しいナンバープレートを取得してください。
125ccを超えるバイクをお持ちの方	手続きはありません。		新住所地の管轄の陸運支局で、住所変更の手続きをしてください。
軽自動車(二輪除く)をお持ちの方	手続きはありません。		新住所地の管轄の軽自動車検査協会で、住所変更の手続きをしてください。
防災行政無線戸別受信機の貸与を受けている方	世帯すべて転出の場合は戸別受信機をご返却ください。	総務係 (76-1115)	
犬の登録をされている方	手続きはありません。	生活環境係 (76-5135)	美里町で交付した「鑑札」を持参のうえ、新住所地で登録変更の手続きをしてください。
水道の使用を休止される方	水道の使用を休止される方は、あらかじめご連絡ください。	水道係 (76-1118)	
浄化槽の使用を休止される方	「浄化槽使用休止届出書」に浄化槽の清掃記録を添付し、提出してください。	下水道係 (76-1116)	
公共下水道の使用を休止される方	水道の使用を休止される方は、公共下水道の使用休止届を提出してください。		
農業集落排水の使用を休止される方	申出により使用料の人数割りを変更できます。 世帯すべて転出の場合は、中止届を提出してください。		

◎国外転出の方へ

- ・国外転出をもって、マイナンバーカードは失効となります。
転出の際に一度役場へ返納していただき、返納の旨を記載したカードをお渡しいたします。
- ・転入の際に、再度マイナンバーカードを申請してください。
- ・国外へ転出された方が、帰国して転入の手続きをする場合は、次の書類が必要です。
(1) パスポート (2) 戸籍謄(抄)本 (3) 戸籍の附票
※ (2)、(3)については本籍地の市区町村に転入する場合は不要です。